

横浜市営住宅条例施行規則の一部改正について

1 改正趣旨

令和5年8月より常時募集を実施するにあたり、以下のとおり、「横浜市営住宅条例施行規則」の一部を改正します。

2 改正概要

入居申込者の提出書類について、規則では、入居者募集において、横浜市営住宅条例第10条第1項の規定による公開抽選を行った際に抽出された者に対して書類を提出させ、審査するものとする規定されており、公開抽選を実施しない場合の申込者への提出書類及び審査に関する規定がありません。

8月から実施する常時募集の受付は、原則として横浜市住宅供給公社の窓口にて、先着順で受付を行うため、申込者数が募集戸数を超えることはなく、横浜市営住宅条例第10条第1項の規定による公開抽選は実施しません。

そのため、常時募集を実施するにあたり、公開抽選を実施しない場合の入居者募集における申込者への書類提出及び審査を行えるよう規定に追加します。

3 施行予定日

令和5年7月

4 資料

- (1) 横浜市営住宅条例施行規則 新旧対照表
- (2) 横浜市営住宅条例・横浜市営住宅条例施行規則（抜粋）